



ゆうきくん

# 暴追とちぎ

第37号

平成21年1月



▲巖冬の日光華巖ノ滝 (撮影者 栃木県暴力追放県民センター 大鹿幸雄)

財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F TEL028(627)2995





# 新春のごあいさつ

(財)栃木県暴力追放県民センター

理事長 菊池 功



皆様方には、ご家族ともども輝かしい新春をお迎えになられましたことを心からお慶び申し上げます。

平素は、(財)栃木県暴力追放県民センターの各種事業活動にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて暴追センターも設立以来18年目を迎えることとなりました。

この間、警察、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会、そして多くの関係機関、団体、賛助会員等皆様のご指導、ご協力を頂きながら各種事業活動を推進してまいりました結果、多くの成果を上げることができました。

当センターの主要事業であります相談業務をみますと、昨年(1～12月)は相談件数が448件(前年比+46件)と大幅に増加し、センターの知名度が上がった現れとっております。相談に対しましては、経験豊富な相談員による適切なアドバイスなどにより多くの問題の解決を図ったところであります。暴追センターといたしましては、暴力団等反社会的勢力からの不当要求被害者の方々の「かけ込み寺」として多くの方の相談をお待ちしております。

また不当要求防止責任者講習会ですが、行政が6回、各種企業や団体が17回の合計23回実施したところであります。その他、行政や各種団体などから依頼を受け、不当要求防止対策等の講話を30回実施したほか、多くの事業を推進いたしました。

さて暴力団等反社会的勢力情勢ですが、警察当局の取締りと暴力団排除気運の高まりにより社会から孤立化の様子を示しているものの、全国的には山口組、住吉会、稲川会の主要三団体の寡占化、更に山口組の一極集中が進み、本県におきましても山口組が県内全域に進出していると聞いております。

近年、暴力団等は組織実態を隠蔽する動きを強めるとともに、活動形態におきましても企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標榜したりするなど、不透明化を進展させ、また資金獲得活動を一層巧妙化させているところであります。

こうした情勢のなか、当センターといたしましては、本年も警察、栃木県弁護士会民事介入対策委員会や関係機関、団体との連携を一層強め、暴力団等反社会的勢力の追放に向けて各種事業を展開し、安全で住みよい地域社会の実現に寄与したいと考えております。どうか、皆様方の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方のご健勝、ご多幸を祈念申し上げ新春の挨拶といたします。

# 暴力団対策法施行後の暴力団情勢

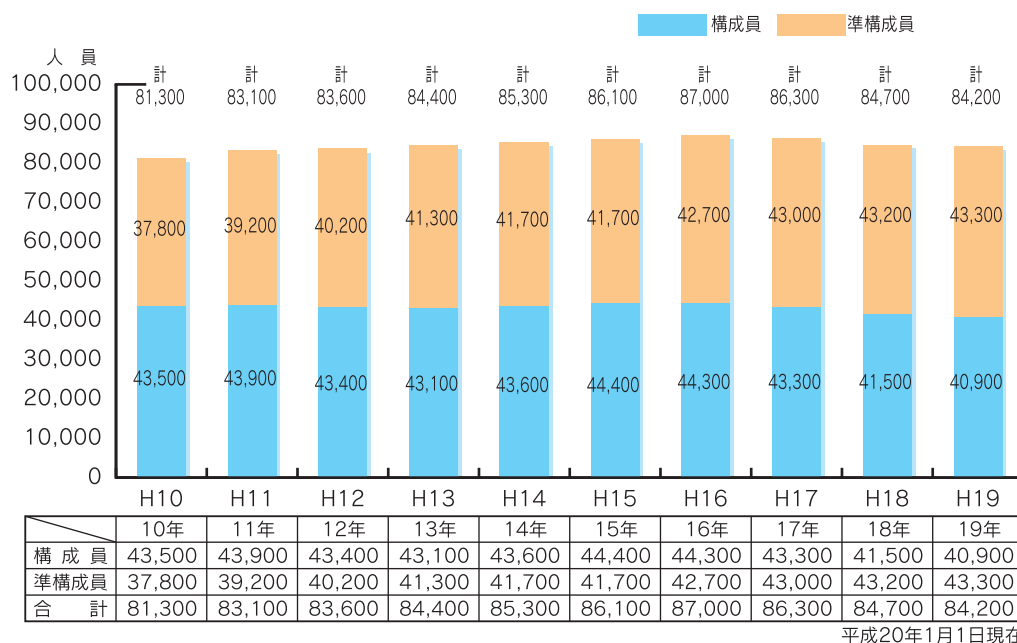
刑事部組織犯罪対策課

## 暴力団情勢

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を利用した犯罪、企業対象暴力、行政対象暴力等を引き起こすなど、その資金獲得対象を社会経済情勢の変化に敏感に対応して、多様化、不透明化させています。

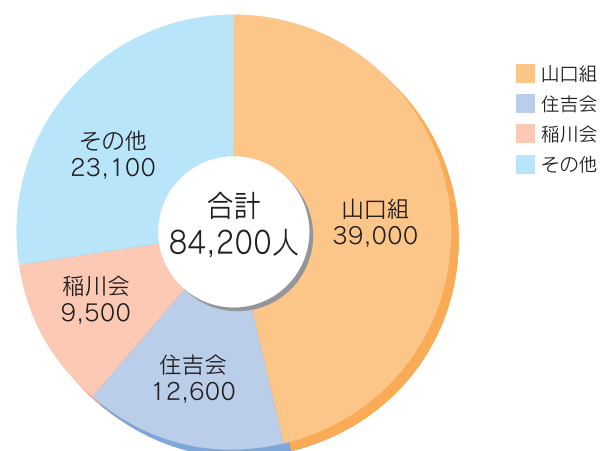
### 1 全国の暴力団勢力

#### ●暴力団勢力の推移



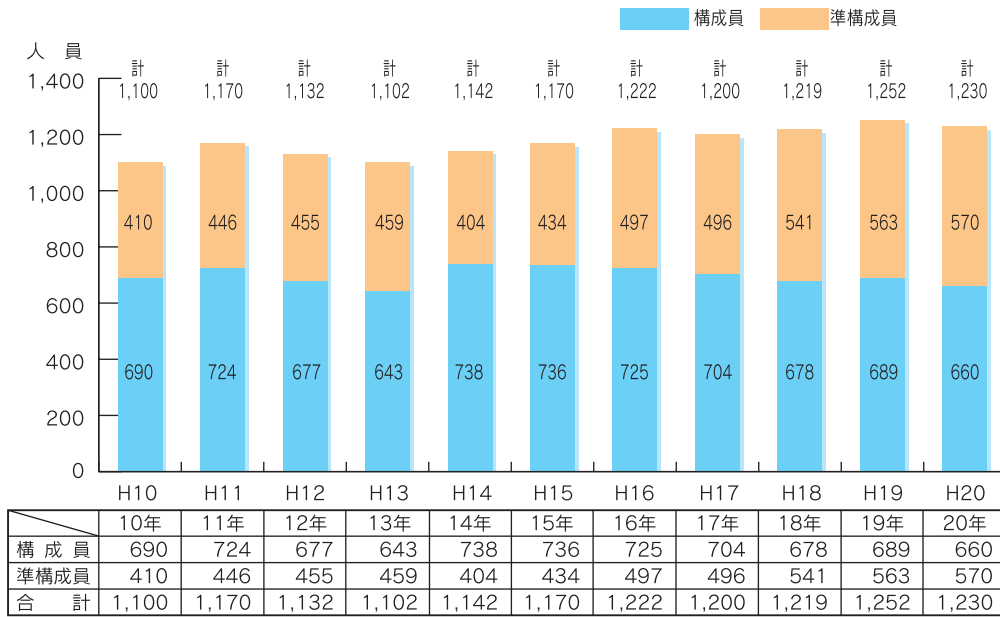
#### ●組織別勢力

- 平成20年1月1日現在の全国の暴力団勢力は、構成員40,900人、準構成員43,300人の合計84,200人を把握しております。
- 主要3組織についてみると、六代目山口組(約39,000人)、住吉会(約12,600人)、稲川会(約9,500人)となっており、この3組織で73%を占めており、寡占化傾向がますます進んでいることが伺えます。



## 2 県内の暴力団勢力

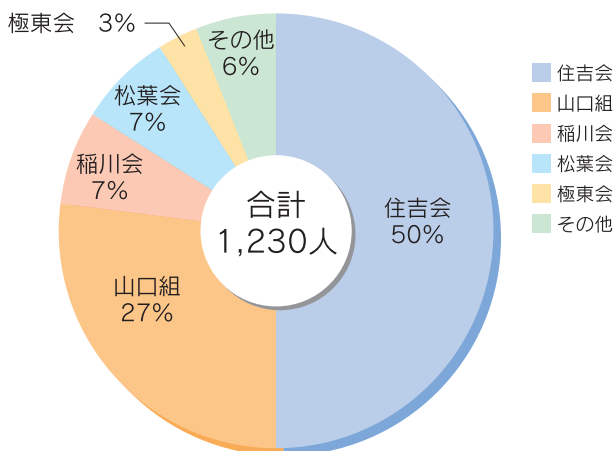
### ●暴力団勢力の推移



平成20年12月31日現在

- ・平成20年12月末現在、県内の暴力団組織は、57組織、1,230人となり、前年と比較すると22人減少しています。
- ・組織別では、住吉会が630人、山口組が330人、稲川会80人となっております。

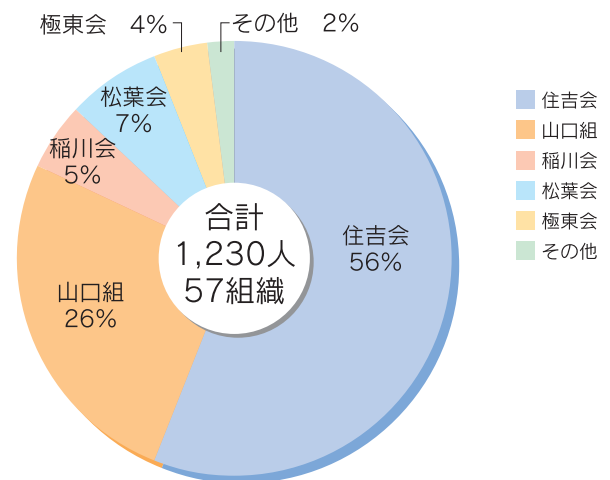
### ●組織別勢力



組織名	住吉会	山口組	稲川会	松葉会	極東会	その他	合計
構成員	350	190	40	40	30	10	660
準構成員	280	140	40	40	10	60	570
合計	630	330	80	80	40	70	1,230

平成20年12月31日現在

### ●組織数別勢力



組織名	住吉会	山口組	稲川会	松葉会	極東会	その他	合計
組織数	32	15	3	4	2	1	57
構成員	350	190	40	40	30	10	660
準構成員	280	140	40	40	10	60	570
合計	630	330	80	80	40	70	1,230

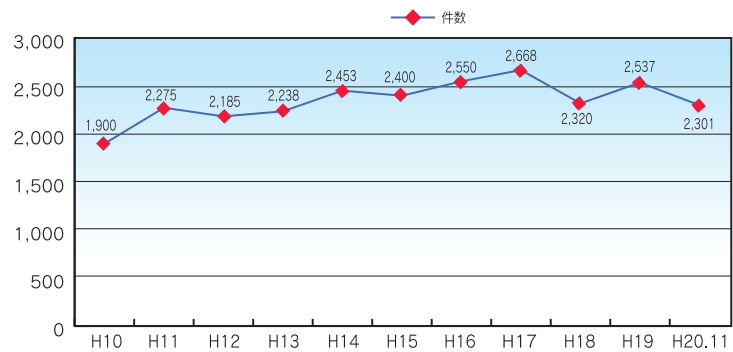
平成20年12月31日現在



# 【暴力団対策法による中止命令等の発出状況】

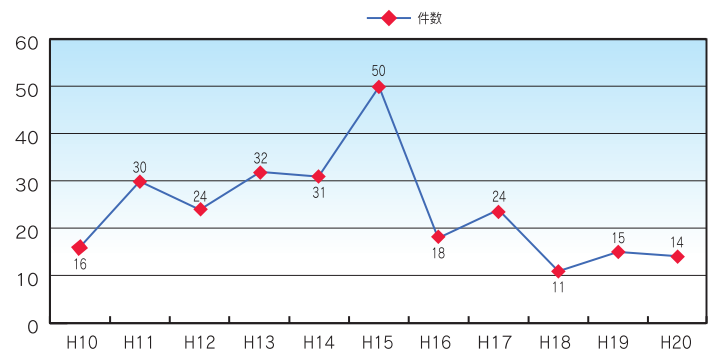
- 1 全国で、平成20年11月末日までに発出された中止命令等の総件数は2,301件にのぼっています。
- 2 栃木県内では、平成19年12月末日までに14件の中止命令等を発出しています。
- 3 栃木県内の中止命令等内訳は、みかじめ料要求5件、加入強要2件、不当贈与要求1件、禁止命令6件でした。
- 4 組織別では、住吉会系5件、山口組系8件、松葉会系1件でした。

## 全国の中止命令等 発出状況



年 別	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20.11
件 数	1,900	2,275	2,185	2,238	2,453	2,400	2,550	2,668	2,320	2,537	2,301

## 県内の中止命令等 発出状況



年 別	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
件 数	16	30	24	32	31	50	18	24	11	15	14

## 主な中止命令事案

### 1 みかじめ料要求

指定暴力団組員は、飲食店を訪れ「ここは地回りだから毎月頼むよ、7月の花火だけでいいから付き合ってくれ。」等と告げ、みかじめ料、広告掲載費等を要求したものの。

### 2 加入強要

指定暴力団組員は、舎弟になるよう誘っていた男性から勧誘を拒絶されるや、「条件がある。仕事が決まったら連絡先を教える。宇都宮には住むな。」等と告げて威迫し、男性を困惑させたものの。

### 3 不当贈与要求

指定暴力団組員は、知人男性に対して「今後、俺は益子に拠点を置く。真岡と益子を行き来するのは面倒だ。家を事務所として使わせろ。」等と告げ、不当贈与を要求したものの。

### 4 賞揚等禁止命令

指定暴力団組員は、対立抗争事件で服役中の組員に対して暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰勞するおそれがあるため、賞揚等禁止命令を発出したものの。

# 平成20年 暴力相談事業

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの暴力相談受理状況は次のとおりです。

## 1 相談受理件数

受理件数
448件
前年比 +46件

### (1) 相談の態様

区 分	件 数	前 年 比
面 接 相 談	301件	+68件
電 話 相 談	140件	-24件
文 書 による相談	7件	+3件
引 継 による相談	0件	-1件

### (2) 相談内容

相談区分	処理別	受理件数		処 理 状 況					
				センター処理		警察引継		弁護士引継	
		20年	前年比	20年	前年比	20年	前年比	20年	前年比
刑事事件に関する相談		15	-13	7	-13	8	+2	0	-2
法第9条各号に関する相談		156	+20	130	+9	22	+13	4	-2
離脱に関する相談		10	+3	5	±0	5	+3	0	±0
事務所立退きに関する相談		2	-4	0	-2	2	±0	0	-2
センター事業に対する相談		3	+2	3	+2	0	±0	0	±0
そ の 他		262	+38	250	+35	4	-2	8	+5
合 計		448	+46	395	+31	41	+16	12	-1

### (3) 措置の内容

措 置 区 分	件 数
センターで解決	395件
警察に引き継ぎ	41件
弁護士会等に引き継ぎ	12件
合 計	448件

### (4) 相談の傾向

- ・相談受理件数は、前年比46件の増加です。
- ・増加したのは、その他（金銭、女性、交通問題等）の相談262件（全体58.5%）法第9条の不当要求行為に関する相談156件（全体の34.8%）です。
- ・一方、刑事事件や事務所立退きに関する相談が減少しております。
- ・相談内容では、法9条の因縁をつけての金品要求行為が130件で増加傾向にあり前年比35件の増加です。

# 暴力相談 (不当要求相談事例と対応)

## 相談事例1

### 山口組系傘下組長から組員になれと強要されている事案

相談者は、今年の4月頃から、山口組系傘下組長と知り合い、組長の運転手等をしながらか付き合っていた。最近になり組長から「正式な組員になれ」等と強要されている。

#### ※対応

本件は、中止命令(加入強要)事案と認め所轄警察署に通報した結果、上記組長に対し、中止命令を発出した。



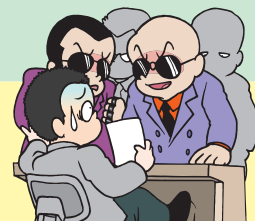
## 相談事例2

### 倅がヤクザの借金の保証人になって、その借金の肩代わりをした組長から借金の返済を要求されている。

相談者の倅は、住吉会傘下の組長代行が380万円の借り入れに際し、保証人になった。その後、組長代行は逃げて所在不明になったため、組長がその借金の肩代わりとなったところから、保証人になっている倅に対し、組長から借金の返済の申し入れがあった。

#### ※対応

本件は、民事介入暴力事案と認め民暴弁護士に説明した結果、同弁護士による交渉から示談書を作成し和解した。



## 相談事例3

### 住吉会系暴力団幹部が組事務所として使用しているマンション居室を強制退去させたい。

内装業を経営する相談者は、資金繰りに窮し、建築設計事務所経営者を介し、住吉会系傘下組長代行から現金を借り受け全額返済するまでの間、自らが経営するマンション居室を使用することを許可した。代行は、同マンションの土地建物に対し、根抵当権設定、所有権移転請求書仮登記をして組事務所として使用していた。その後、相談者は、利息を含め全額返済して金銭貸借は解決したが約束に反して暴力団事務所として使用しているマンション居室を明け渡さないで強制退去させたい。

#### ※対応

相談事案は、警察、弁護士、当センターで三者協定を結び、内容証明書を発出するとともに建物明渡訴訟を提起した。その結果、受諾和解して全面解決した。

## 相談事例4

### 稲川会系暴力団幹部が入居する部屋を強制退去させたい。

相談者は、自己が所有するアパート一室を暴力団の内妻と知らず賃貸契約を結び入居させたところ、稲川会系暴力団幹部が同居してしまった。同部屋には、その仲間や高級外車に乗った暴力団員が頻繁に出入りし、これらの暴力団関係者とのトラブルから同アパート住民が後難を恐れ退去している状況にあるので部屋を強制退去させたい。

#### ※対応

所轄警察署において捜査したところ、同部屋は、稲川会系傘下組織の組事務所になっていることが判明した。よって警察、弁護士、当センターで三者協定を結び内容証明書を発出したところ、部屋を明け渡した。

## 相談事例5

### 仕事上のミスで暴力団関係者から事務所に呼び出され念書を書かされた。

飲食店経営者から求人雑誌に広告宣伝の掲載を依頼され製本したが電話番号を間違っ製本してしまい依頼者に謝罪し製本をやり直すことにした。ところが、山口組を名乗る男から、組事務所に呼び出され、金員の要求を受け50万円を支払う念書を書かされた。

#### ※対応

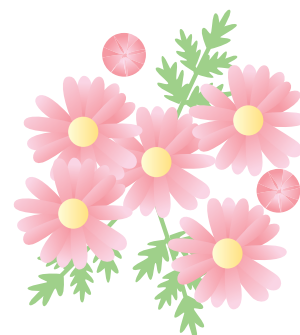
所轄警察署に通報した結果、同署において、指導、警告し解決した。



# 不当要求防止責任者講習会

平成20年（1～12月）の不当要求防止責任者講習会の開催状況は下記のとおりです。

番号	開催日	対象業種
1	1月17日	新規責任者選任時講習
2	1月23日	娯楽業定期講習（県南）
3	2月 6日	飲食業定期講習（県北）
4	2月12日	飲食業定期講習（県南）
5	2月18日	娯楽業定期講習（県央、県北）
6	6月 5日	建設業定期講習（下都賀支部）
7	6月17日	郵政グループ選任時講習
8	6月19日	郵政グループ選任時講習
9	6月25日	建設業定期講習（鹿沼支部）
10	7月 9日	公務員選任時講習（宇都宮市）
11	7月10日	公務員定期講習（大田原市）
12	7月11日	公務員選任時講習（栃木県）
13	9月 4日	建設業定期講習（宇都宮支部）
14	9月30日	建設業定期講習（宇都宮支部・芳賀支部）
15	10月 2日	公務員定期講習（佐野市）
16	10月 9日	金融業定期講習（県央・県北）
17	10月16日	金融業定期講習（県南）
18	11月11日	建設業定期講習（日光支部）
19	11月13日	建設業定期講習（塩谷支部・烏山支部）
20	11月26日	公務員定期講習（鹿沼市）
21	11月28日	公務員定期講習（鹿沼市）
22	12月 9日	サービス業定期講習（レンタカー）
23	12月18日	建設業定期講習（那須支部）





# 地域・職域からの暴力団追放活動

平成20年（1～12月）の地域・職域主催の不当要求防止研修会に出席し、講話を行うなど暴力団排除意識を高めました。

番号	開催日	事業所等
1	1月21日	建設業安蘇支部暴力追放推進新年交流会講話
2	1月22日	茂原健康交流センター講話
3	2月13日	行政書士会講話
4	2月23日	国土交通省思川ダム総合管理事務所講話
5	4月21日	トヨタウッドユーホーム管理職社員講話
6	5月13日	宇都宮日新会講話
7	5月14日	はが野農業協同組合講話
8	5月21日	那須烏山市防犯会・暴力追放協議会総会講話
9	6月10日	(社)栃木県舗装協会講話
10	6月17日	栃木県建設業暴力追放推進協議会烏山支部講話
11	6月18日	三菱ふそうトラック・バス(株)講話
12	6月18日	栃木県証券警察連絡協議会講話
13	6月19日	第26回生保・警察連絡協議会講話
14	6月19日	栃木県銀行協会講話
15	7月 3日	エステート住宅産業安全協力会安全大会講話
16	7月25日	暴力追放鹿沼市民総決起大会参加
17	7月25日	少年指導委員研修会講話
18	8月 5日	暴力追放大田原市民会議講話
19	8月26日	トヨタウッドユーホーム創生会講話
20	8月26日	宇都宮税務署講話
21	9月27日	栃木県・埼玉県弁護士会合同民暴研修会講話
22	10月 7日	栃木県庁幹部職員講話
23	10月 7日	栃木県警備業暴力団排除対策協議会設立総会講話
24	10月10日	日本たばこ産業(株)宇都宮支店講話
25	11月 4日	栃木県商工会連合会講話
26	12月 3日	栃木県警備業暴力団排除対策協議会総会講演
27	12月 3日	日本水道協会栃木県支部講話
28	12月11日	日本生命宇都宮支社講話
29	12月15日	宇都宮建設業協会講話
30	12月16日	日本たばこ産業(株)宇都宮支店講話



# (財)栃木県暴力追放県民センターの活動状況

## 栃木県公共料金暴力対策協議会担当者会議

8月7日、10月27日宇都宮市内「アーバンしもつけ」において、栃木県公共料金暴力対策協議会担当者会議を開催しました。



## 民事介入暴力一日相談所

10月23日大田原市内大田原地域職業訓練センターにおいて、県警組織犯罪対策課、栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会弁護士、暴追センター相談委員による一日相談所を開設し民事介入暴力相談に応じました。



## 第8回民事介入暴力対策協議会研修会

11月12日宇都宮市内「アピア」において、県警、栃木県弁護士会、暴追センターの三者による第8回民事介入暴力対策協議会研修会を開催し、民事介入暴力事犯について協議しました。



## 広報啓発活動

暴力団追放広報啓発活動を次のとおり行いました。

- 暴力団追放ポスター・カレンダーを作成配付
- 路線バス車内に暴排ステッカーを貼付
- JR宇都宮駅西口ペディストリアンデッキに暴力団追放横断幕掲出
- JR宇都宮駅、東武宇都宮駅構内の電飾看板に当センターの事業を広報
- 栃木テレビ、栃木放送に当センターの事業を広報
- 広報誌・暴力団撃退マニュアルの配付



# 暴力追放功労表彰

## 財団法人栃木県暴力追放県民センター会長表彰

当センターの監事として多年にわたり貢献されました功労により感謝状を贈呈いたしました。

- **暴力追放功労者**  
栃木県証券協議会会長  
野田正敬氏



## 関東管区警察局長・関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰

9月26日に開催された平成20年度関東管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会総会において、暴力追放功労団体に対する表彰が行われました。

本県から下記の団体が受賞されました。

- **暴力追放功労団体**  
栃木県建設業暴力追放推進協議会  
塩谷支部矢板分会





## 暴力団による悩み、困りごとは

財団法人 **栃木県暴力追放県民センター** へご相談ください

相談電話 **028-627-2600**

事務局 宇都宮市栄町5番7号 栃木県栄町別館2F

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談員が常駐し、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分～4時です。
- 相談は、面接のほか電話や手紙でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）  
午前9時～午後5時



## 賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同しご支援、ご援助いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしています。

### ●賛助会費 年額 (口数は、何口でも結構です。)

法人・団体 一口 10,000円

個人 一口 5,000円

- 会員の方には「賛助会員証」の交付、暴追大会、暴追セミナー等の案内、機関誌「暴追とちぎ」・暴力団対策の資料の送付、Fネット「暴追ネットワーク」による暴力団情報等の提供を行います。

- 入会のお申込は事務局へご連絡ください。

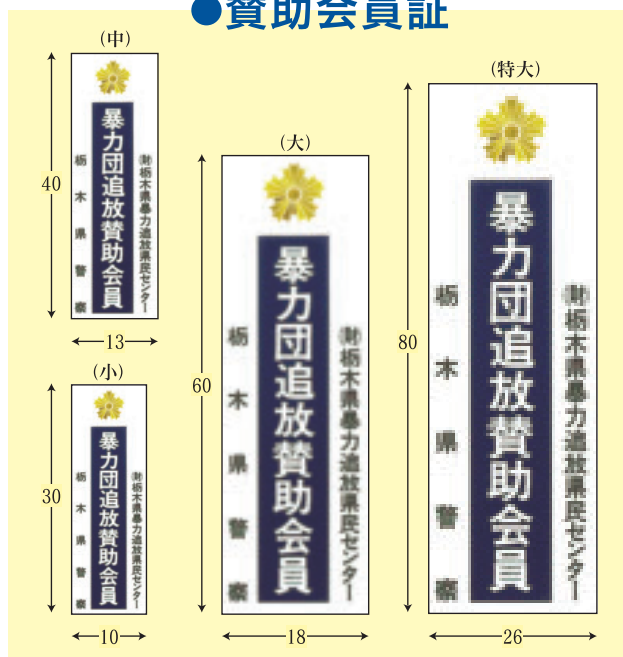
### 事務局

宇都宮市栄町5番7号栃木県栄町別館2F  
財団法人 栃木県暴力追放県民センター

電話 / **028-627-2995**

FAX / **028-627-2996**

### ●賛助会員証



### 暴追とちぎ平成21年1月号(通巻37号)表紙写真

#### 「厳冬の日光華厳ノ滝」

日光には四十八滝と言われるくらい多くの滝がありますが、最も有名なのが華厳ノ滝です。97mを一気に落下する豪快さと華麗さをあわせ持つ美しい滝で、和歌山県的那智ノ滝、茨城県の袋田ノ滝とともに「日本三大名瀑」とも呼ばれています。

1月から2月にかけては、滝の本流を取り囲む十二滝と呼ばれる細い滝が凍り、華厳ノ滝は荘厳な自然の造形美を見せてくれます。